

平成30年2月26日

八幡浜市長 大城一郎 殿

請願書「伊方原発敷地内に乾式貯蔵施設を作る計画を再考するよう四国電力に求めて下さい」

原発さよなら四国ネットワーク

〒[REDACTED] 愛媛県 [REDACTED] 小倉 正 印

携帯 090-2820-0150

【請願事項】

伊方原発敷地内に乾式貯蔵施設を作る計画を再考するよう四国電力に求めて下さい。

【請願の要旨】

「脱原発をめざす首長会議」は平成28年11月に札幌で原発のゴミの最終処分に関する緊急声明を出し「原発をやめる方針を打ち出し、廃棄物の総量を確定させなければ、処分場建設に向けた合意形成の出発点に立てない」と提唱しました。

北海道には高レベル放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例があります。岡山県でも条例制定運動が90年代にあり、2005年以降は同県内すべての自治体首長から「高レベル拒否」の回答を得ています。このように原発のゴミを処分する最終処分場はいまだに候補地が得られておらず(立憲民主党などが3月に提出する予定の原発ゼロ基本法案が国会で成立する方向に変われば別でしょう)、近い内に変化は起こりそうにありません。

一方、再処理工場を中心とする核燃料サイクルは高速増殖炉の実用化へつなげることに失敗したため、行き場のないプルトニウム生産そのものが核不拡散上危険視されており、日米原子力協定に基づいて外圧によって再処理を断念させられ使用済み燃料の「直接処分」へと大きく方針転換する可能性があります。

しかし直接処分の場合にもすんなり最終処分地が決まるわけではありません。埋める対象が変わることで現在のNUMO(原子力発電環境整備機構)による設計概念は一から議論しなおすことになるでしょう。そして再処理政策が破綻すれば、六ヶ所村再処理工場のプールに長年保管されている(再処理前の)使用済み核燃料は各電力会社が(各原発現地で)引き取るよう、青森県から求められる事態も起こりえます。以上のことから…

・四国電力が計画を公表しようとしている、伊方原発の敷地内の「乾式貯蔵施設」は、一旦作られると、暫定的な保管場所とされる当初の目論見は抜きに、そこに存在するという事実によって50年～500年間にも及ぶ「暫定保管」(日本学術会議が提唱する管理方式)の施設として用いられることになる可能性があります。

もし原発のゴミの問題についても「深層防護」の概念を適用するとすれば、前記の地下の最終処分地が深層防護の最後の層(前の層までの多重に敷いたあらゆる防衛線が突破されたときに頼るべき最後の砦)なのではなく、この(当面暫定的と称される)乾式貯蔵施設こそが最後の層であると考えべきです。

・しかし、17年12月の広島高裁の仮処分決定で示された判断は、伊方原発の立地は、阿蘇カルデラの破局的噴火時には火砕流が敷地に到達する可能性を否定出来ないため、立地不適であるということでした。当然、敷地内に乾式貯蔵施設を作れば火砕流の被害を受けて耐えられませんから、同様に立地不適地になります。保管期間が長期間になれば火砕流の到達リスクは更に上昇します。

・また、伊方原発の建っている佐田岬半島の北岸部分は、地質学上の中央構造線が僅か数百メートルの先を走っており、この断層が震源断層として今も活動している可能性が新たな学説(小松/早坂説)として日本地質学会で提唱されています。活断層の近くに派生するダメージゾーンでは地滑りが懸念されます。

このような重大な問題が指摘されている土地を、そこに原発の敷地があるから、というだけでなし崩し的に四国電力が決めて重大な施設を建設するのを許すべきではありません。子孫に禍根を残す決定とならないよう立地の見直しを求めてください。